

令和2年9月18日

酒田市議会議長 小松原 俊 殿

議会改革推進特別委員会
委員長 富 樫 幸 宏

議会改革推進特別委員会中間報告書

本委員会は、付託された議会改革及び議会活性化について調査研究をしてきたが、その結果を下記のとおり会議規則第45条第2項の規定により中間報告する。

記

1 委員会開催状況及び活動状況

回数	開催年月日	概 要
1	令元. 12. 20	正副委員長の互選を行い、委員長に富樫幸宏委員、副委員長に池田博夫委員が選出された。
2	令 2. 2. 17	今後の進め方について、具体的検討事項の方向性として次の事項を検討していくことを確認し合った。 ・議員定数及び議員報酬に関する事項 ・一般質問の日程に関する事項 ・決算審査に関する事項 ・議会報告会に関する事項 ・その他、議会改革に関する事項 また、「議員定数及び議員報酬に関する事項」を優先して検討し、中間報告としてこれを報告することとした。
3	令 2. 3. 12	議員定数及び議員報酬について、各委員の考えを出し合った。会議の手法として、本委員会の可視化を検討し、市民意見を広く聴取する場を持つこととした。
4	令 2. 5. 18	本委員会の可視化（YouTube 公開）について実演し、協議した。また、議員定数及び議員報酬について、今後のスケジュール等を確認した。
5	令 2. 6. 30	議員定数及び議員報酬について、市民意見の聴取方法を協議し、各種団体からの推薦、一般公募により「市民の意見を聴く会」を開催するとともに、アンケート形式により市民からの意見募集を行うこととした。これらを踏まえ、今後のスケジュール等について確認した。

6	令 2. 7. 21	「市民の意見を聴く会」と市民からの意見募集について協議した。「市民の意見を聴く会」への各団体からの参加予定状況を確認し開催日時等を設定するとともに、参加者に事前送付する資料を確認した。また、市民からの意見募集をする際の設問内容や配置等の実施要領について協議し、7月22日から8月14日までの間、意見募集することとした。
7	令 2. 7. 30	「市民の意見を聴く会」への一般公募結果により、参加者1名を決定した。また、事前配付資料の追加を確認し、会の進め方について協議した。
8	令 2. 8. 11	「市民の意見を聴く会」を開催し、適正な議員定数及び議員報酬について各団体からの参加者20名、一般公募による参加者1名、計21名から意見を聴取した。また、意見交換により各委員の考えを発言した。なお、一般市民や委員以外の議員による傍聴があった。
9	令 2. 8. 17	本委員会を泉学区コミュニティ防災センターで開催し、「市民の意見を聴く会」で出された意見や意見募集の結果を踏まえ、議員間協議を行った。また、各会派等の意向確認を行った。
10	令 2. 8. 21	本委員会を平田農村環境改善センターで開催し、議員定数及び議員報酬の適正化について議員間協議を行った。各会派等の意向が出揃い、次のように確認された。 (議員定数について) 公成会は22名に削減、志友会及び市政研究会は25名に削減、市民の会及び共産党市議団は現状維持。 (議員報酬について) 公成会、志友会、市政研究会及び市民の会は現状維持、共産党市議団は定数維持のために減額。
11	令 2. 8. 25	本委員会を亀ヶ崎コミュニティ防災センターで開催し、議員定数及び議員報酬の適正化についてあらためて各会派等の意向とその考え方を確認し、議員間協議を行った。
12	令 2. 8. 31	議員定数及び議員報酬の適正化についてあらためて各会派等の意向とその考え方を確認し、議員間協議を行った。 報告書のまとめ方について、各会派等に持ち帰り協議・調整のうえ、次回報告し合うこととした。
13	令 2. 9. 9	議員定数及び議員報酬の適正化に係る報告書のまとめ方について、各会派等の意見が報告された。
14	令 2. 9. 10	議員定数及び議員報酬の適正化に係る報告書(案)について協議した。
15	令 2. 9. 15	本委員会の中間報告とする、議員定数及び議員報酬の適正化に係る報告書(案)について確認した。

2 中間報告

本委員会は、議会基本条例に基づき更なる議会改革と議会活性化について調査研究及び提言をすることを目的として、令和元年12月20日に設置された。

委員会では、「議員定数及び議員報酬に関する事項」、「一般質問の日程に関する事項」、「決算審査に関する事項」、「議会報告会に関する事項」、「その他、議会改革に関する事項」を具体的に検討することとし、このうち「議員定数及び議員報酬に関する事項」を優先して検討し、中間報告としてこれを報告することとした。

これまでおよそ9カ月の間に15回の委員会を開催し、その間、「市民の意見を聴く会」を開催し各種団体を代表する20名と一般公募1名の方々から意見を聴取するとともに、市民意見をアンケートにより募集するなど広く市民の意見を求め、議員定数及び議員報酬の適正化について、鋭意調査研究を進めてきた。

また、議会基本条例第9条に基づく議員間討議による合意形成に努めるとともに、その協議の場を各地域のコミュニティセンター等で行い、より市民が傍聴しやすい環境で委員会を開催した。本委員会では、特に民意の反映と委員間協議を重視し、各会派等を代表する委員がそれぞれの会派等の意向とその根拠、考え方を示しながら、議論を重ねた。

議論の中では、来年にも10万を割ると見込まれる本市の人口減少を主な理由とし、全国の類似団体、他市等との比較資料や市民からの意見を踏まえ、議員定数については、多くが削減すべきという意見であった。削減する人数については、現在の3つの常任委員会の各委員数を1名又は2名ずつ削減する考え方が示された。この中では、急速に進む人口減少を見越して大幅に削減するべきという考え方、緩やかに削減していくべきという考え方、議員一人当たりの人口4,000人を基準として算定していくべき、という考え方があった。なお、少数意見の反映などの観点から、現状維持とする考え方も出された。具体的には、22名、25名、28名とする案が出された。

議員報酬については、なり手や議員の質を確保する観点から、現状維持とする意見が大半を占めたが、定数維持のため報酬を減らすという考え方もあった。

これらの調査や議論を踏まえ、あらためて各会派間での協議・検討を重ね、24名という案で様々な調整を図ったが合意できなかったとの報告があった。最終的に各会派等からの意見を出し合った結果、議員定数については、現在の28名から3名削減し25名とする意見が一番多かった。

以上、議会改革推進特別委員会に諮問された具体的検討事項のうち、議員定数及び議員報酬に関する事項の報告とし、本委員会の中間報告とするものである。